

● 府内の「ソーラーシェアリング」導入事例

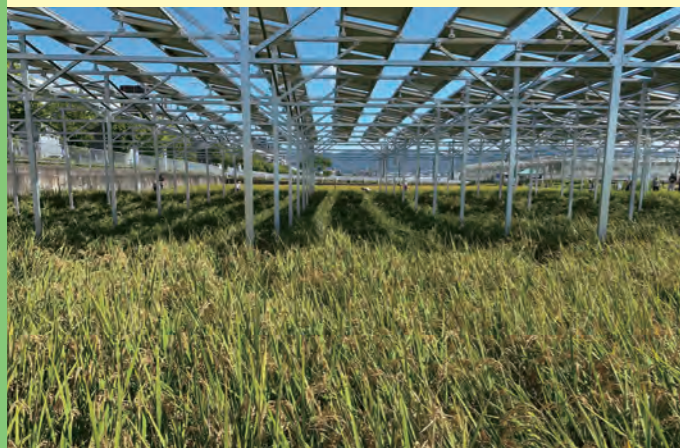
事例 1

●所在地 京都府宇治市

●発電能力 91.8kW

●栽培作物 水稲

●特徴
○再生可能エネルギー+お米+アイガモ
○栽培期間中農薬不使用
○オーナー制
みんなで田植え・稲刈り体験、
草刈り作業



事例 2

●所在地 京都府亀岡市

●発電能力 530kW

●栽培作物 しいたけ等

●特徴
○2016年から事業を開始しており、
亀岡市で一番目の事例
○地域と協力して販路を確保



広げよう！
ソーラーシェアリング

事業者向け

農地・ため池

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業補助金）

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係 TEL 075-414-4298

作成：京都府地球温暖化防止活動推進センター

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金

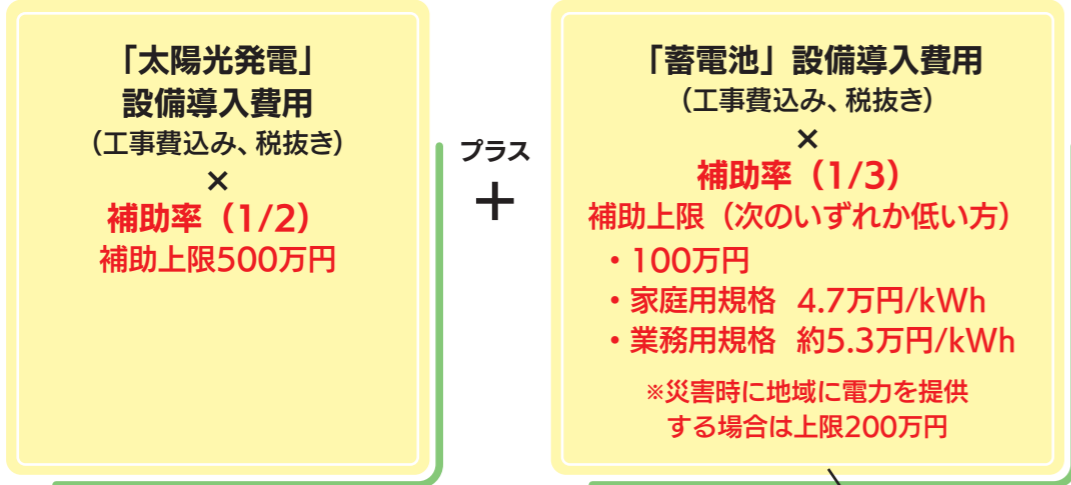
駐車場・農地等再エネ導入促進事業

広げよう！ソーラーシェアリング

(ソーラーシェアリング)
営農型太陽光発電とは

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。

● 補助金額



● 補助対象者

京都府内において事業を行う個人または法人

● 補助対象事業

- ・ 京都府内の農地において「ソーラーシェアリング (営農型)」をおこなうもの
- ・ 京都府内の「農業用ため池」において、水上設置型太陽光発電設備を設置するもの
※「ため池」に水上設置型太陽光発電設備を導入される場合は京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課までご相談ください
- ・ 太陽光発電設備が設置された下部の農地において農業生産を適切に継続すること

● 補助要件

- ・ 電力固定価格買取制度 (FIT) 及び FIP 制度の認定を受けないこと
- ・ 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち、敷地内で自家消費されないものについては、京都府内の需要家で消費すること。
- ・ 蓄電池については次の価格以下のシステムとなるよう努めること
家庭用規格 (4,800Ah・セル相当の kWh 未満) : 12.5 万円 /kWh (工事費込み・税抜き)
業務用規格 (4,800Ah・セル相当の kWh 以上) : 11.9 万円 /kWh (工事費込み・税抜き)
- ・ PPA、リースによる導入も可能です

● 申請

契約・事業着手前に補助金の交付申請を行ってください。

● 問合せ窓口

京都府地球温暖化防止活動推進センター補助金窓口 (NPO法人京都地球温暖化防止府民会議)
〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41番3

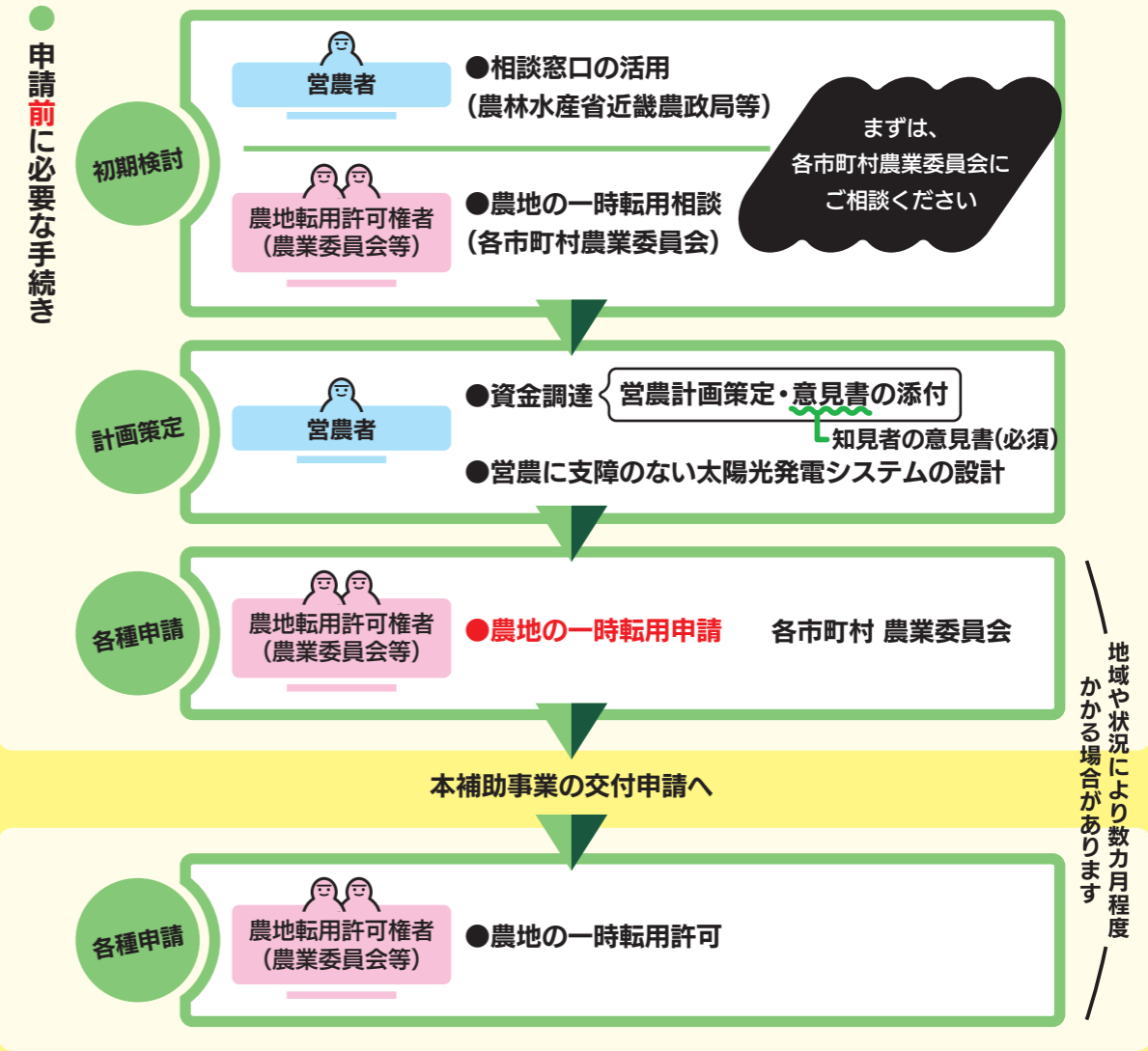
TEL 075-803-1129 E-mail uul@kcfca.or.jp 受付時間：平日9時～12時、13時～17時

● 補助金交付要綱・申請様式、申請の手引き等 以下からダウンロードできます
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課「駐車場・農地等再エネ導入促進事業」
https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html



導入 (申請) にあたってのポイント

農業に関する手続き



営農の適切な継続とは

下部の農地での営農の適切な継続が確かか

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	<p>a. b 以外の場合 平均的な単収と比較して おおむね 2 割以上減収しないこと。</p> <p>b. 市町村で栽培されていない作物や 生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に 記載した単収より減少しないこと。</p>	<p>適正かつ効率的に 利用されていること。 (農地の遊休化、捨作りをしない)</p>

- ☑ 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- ☑ 農作物の生育に適した日照量 (遮光率) を保つための設計であるか
- ☑ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ (最低地上 2m 以上) であるか
- ☑ 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場で合意が得られているか

※一時転用期間は 3 年以内又は 10 年以内です。なお、一時転用許可は、再許可が可能です。
※支柱の高さが 2m 以上ない場合、電気事業法に基づき、柵、塀等の設置が必要になる場合があります。
(出展：農林水産省「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」)